

人材確保を応援します



人材獲得を目的とする 就職合同説明会の参加 を応援します！！



芽室町は、人材不足の解消を目的として、町内立地企業による人材確保活動に要する経費に対し、助成金を交付します。

就職合同説明会の参加をお考えの企業の皆様は、制度の活用を御検討ください。

助成制度の概要

○助成対象者(次の項目にいずれも該当すること)

- ・芽室東工業団地、芽室西工業団地、芽室弥生工業団地に事業所又は事務所(以下「事業所等」)を有すること。
- ・町税に滞納がないこと。
- ・事業主又は会社法に規定する役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと。
- ・その他補助対象の事業者として適さないと認められる事項がないこと。

○助成対象経費

- ・助成対象者が、「事業所等に採用する人材獲得」を目的として、「複数の求人企業の出展により、求職者と求人企業が面接等を行う」就職合同説明会に出展するため必要な経費が対象です。

・オンラインによる説明会についても対象となります。

- ・助成金額(助成を受けられる回数は 同一年度内1回)

出展料を要する場合～必要経費合計額の 1/2 以内で上限額 100 千円

出展料を要しない場合～必要経費合計額の 1/2 以内で上限額 50 千円

オンライン方式による場合～必要経費合計額の 1/2 以内で上限額 30 千円

- ・助成対象とする必要経費の例

出展料、ブース賃借料、参加負担金、旅費、消耗品費、展示装飾、運搬費等

○申請方法

以下書類を出展事業の開催日の 10 日前までに、商工労政課工業労政係へ提出。

- ①申請時～補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、出展事業概要、その他町長が必要とする書類

※「町税納付状況を示す書類」の提出は不要になりました。

- ②完了時～実績報告書、事業報告書(事業成果明記)、収支決算書、助成金支払先口座情報、支出証拠書類、その他町長が必要とする書類

○対象期間

令和 5 年 3 月 31 日までに開催される事業が対象となります。



芽室町

～ お問い合わせや申請様式の請求は、こちらまでご連絡ください ～

芽室町商工労政課工業労政係 ☎66-5964

FAX 62-4599 メール s-kougyou@memuro.net

082-8651 河西郡芽室町東 2 条 2 丁目 14 番地 <https://www.memuro.net>



芽室町 HP